内閣衆質一六六第一四号

平成十九年二月六日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五四年の琉米修好条約に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五四年の琉米修好条約に関する質問に対する答弁書

一について

昭和九年に当時の外務省條約局が編集した「舊條約彙纂第三卷 (朝鮮・琉球)」に、 御指摘の「条約」

と称するものについて、別添の「和譯文」が掲載されていると承知している。

二について

国際約束とは、 条約等国際法上の主体の間において締結され、 国際法によって規律される国際的な合意

をいう。

三について

御指摘の認識は、 日本国が御指摘の「条約」と称するものの当事者ではないということを述べたもので

ある。

米利加合衆國 或 政 府 ٢ ノ定約 琉 球

甲寅六月十七日)那覇ニ於テ調印(漢、千八百五十四年七月十一日 (安政元年)

而ノ兩國ノ人民カ買ント欲スル物ハ何物ヲ設ケ琉人ヨリ物品賣渡ヲ妨ク可カラスハ平民ヨリ竇渡ス~シ且ツ長官ヨリ禁法ホ丁寧懇切ヲ以テ取扱フヘシ右人民ヨリリ來何時タリル合衆國人民琉球へ至ル節以來何時タリル合衆國人民琉球へ至ル節 タリル至當ノ價ヲ以テ賣買スヘシ

然レ圧他く物品 入港ノ節ハ至當ノ價ヲ以薪水ヲ供スヘシ 何時タリ圧合衆國船琉球何レノ港ニテモ テノミ買ヿラ得ヘシ ヲ得ント 欲セハ「ナバ」

> へシ最圧麁暴ノ取扱アル可カラス而メ刑 他不法ノ擧動イタサバ地方官ニテ召捕フ 曲タルヘシ然レ圧强テ人家へ踏ミ入リ女 由タルヘシ然レ圧强テ人家へ踏ミ入リ女 来監察ノ官員ナクシテ隨意ノ所へ徘徊自 業監察ノ官員ナクシテ随意ノ所へ徘徊自 至ル迄ハ陸ニ持チ運ヒ得へキ物ヲ守護ス救ヒ得タル諸物ヲ取リ運ンカ爲メ其國舩 ヨリ償返スヘシ ヘシ此禍難ノ人ヲ救フタル入費ハ其 (本國

并ニ墓石ヲ妨ク可カラス 合衆國人民ノ墓所ハ「ツマイ」ニアリ其

島沖へ船ノ見ヘルヲ窺ハシメ其船「ナバ琉球政府ョリ熟練シ水先案內者ヲ定込山 此

> 拂フヘシ港ヨリ岩礁外へ出ルモ亦同様ナ 此驅役ノ爲船主ヨリ水先案內者へ五弗ヲ タメ好キ扁舟ニテ岩礁ノ外へ乘出スヘシ へ入り來ルヲ見ハ無難 ノ碇泊場へ カン

ヲ救ワシ爲メ地方官ョリ人ヲ送リ出シテ

府管轄島ニ於テ破舩

若シ合衆國船大琉球若シクハ琉

歌セッ人命且所持ノ物 | | | | | | | |

國三十「カルロン」ヲ含ム毎ニ銅銭六百 曳トリチ充滿ノ桶六箇各桶米毎ニ銅銭六百 四十三 割ヲ以テスヘシ 割ヲ以テ薪ヲ供シ水ハ一千「カツチー ヨリー千『カッチュ』毎ニ銅銭三千六百ノ 何時タリ圧船[ナバ」へ碇泊ノ節ハ地方官

十一日則ヒーンフング世ノ第四年第六月ヲ記ス右ノ寫ハ一千八百五十四年第七月ョシ」氏出會シラヺ言 リハ事務監督プリーショー、フフイン」氏チューシペルリー」 氏出會シ琉球政府ヨ 十七日「ナバ」ノ公務所ニ於テ取換置ク ョシ」氏出會シテ英語及ヒ支那語ヲ以之 并「シュイ」ニ在ル琉球宦庫掛**り** 「バーリ ル合衆國海軍大都督川特使水司提督官「マ 合衆國ョリハ東印度支那及と日本海ニア

罸ニ付テハ其船主へ報知スヘシ